

スクラム

2026年6月号
第254号

編集・発行
「スクラム」編集部

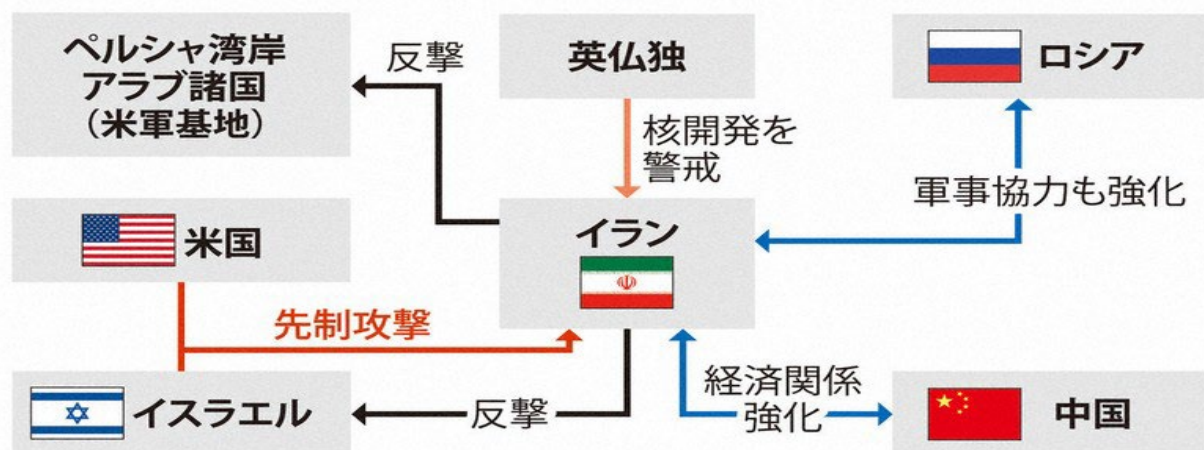
〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

情勢を問う 委員長 土屋信三

米イスラエルのイラン攻撃を巡る構図



出典) 毎日新聞 2026年2月28日版

かつて世界で最も民主的な憲法と言われたワイマール憲法の下で、合法的に選ばれたヒットラーがドイツの独裁者として第二次世界大戦を引き起こしたことは周知の事実である。いままた歴史がそのようなことを繰り返しようとしている。アメリカ・トランプの行動がまさしくそれである。

2026年1月早々、アメリカによるベネズエラへの軍事侵攻が行われた。アメリカ大統領トランプは、3日、アメリカ軍がベネズエラの首都カラカスで軍事作戦を行い、ニコラ・マドゥロ大統領とその妻を拘束したと発表した。トランプは表向き「麻薬流入対策」などと言っているがこのことを信じる者は誰もいない。実際には、南米における反米政権の転覆と、ベネズエラに眠る世界最大規模の原油資源を手に入れようと画策したことは明白である。

武力によって他国を侵略し、政権を転覆する、さらには戦略資源を略奪するなどということは国際法違反

であり、主権国家への露骨な内政干渉である。また、ベネズエラが有する民族自決権を破壊する暴挙である。まして覇権国家であるアメリカがそれを行ったことは帝国主義侵略に他ならない。マドゥロ政権に対する評価はさまざまだろうが、「自国の運命は自国人民自身が決する」問題であり、他国が決するものではない。ましてやアメリカが決するものではない。

今回のアメリカのベネズエラ侵略は、中南米諸国に深刻な影響を広げている。コロンビア、ブラジル、メキシコ、キューバなど、トランプからの恫喝のみならず、現実の軍事侵攻に直面したからである。中南米はアメリカの「裏庭」でも植民地でもない。

また、アメリカとイスラエルが2月28日に突如として行ったイランへの侵略戦争は、世界経済を混乱に陥れながら混迷を深めている。イランのハメネイ最高指導者を暗殺し、抹消することでイランの政治体制を転覆し親米政権を打ち立てようとしたもくろみはもろくも崩れ去った。それどころかイランの頑強な抵抗に遭い、ホルムズ海峡の封鎖という事態にまで発展し、アメリカは進むにせず、引くに引けない状況に追い込まれている。イスラエルと組んで行ったイランへの侵略戦争は、これまた国際法に違反し、イランの民族自決権をないがしろにする暴挙である。こんなことが許されるはずがない。

トランプはこのような軍事力を用いた強引な手法を自ら「ドンロー主義」と呼んでいる。「トランプ (Donald)」と「モンロー主義」の融合という主旨で、その特徴はアメリカによる地域支配の強化、軍事力の行使、多国間主義の否定などを指している。そして、トランプは自分を止められるのは「ひとつある。私自身の道徳心、私自身の精神だ。それが私を止められる唯一の者だ。国際法は必要ない」とまで豪語している。法の秩序も民主主義も無視して、自分の判断がすべてとする考えと行動は、まさしく独裁者のそれである。アメリカ国内でも「アメリカに王はいらない」という大衆的デモが巻き起こるのも当然である。

トランプが当初、グリーンランドをアメリカ領とするなどと主張した時、これはブラックジョークではないのかと思ったものである。だが、実際には本当にそう考え、実行に移そうとしていることが分かった。そこには露骨な資源獲得、領土獲得と共に対中国包囲網の形成というアメリカの戦略的取り組みがある。北米、南米から中国の影響力を排除し、アメリカの勢力圏として打ち固めると同時に、中国から石油資源を奪い、北極圏から閉め出すことを狙っている。アメリカは自国に唯一対抗できる中国の台頭に対して、さまざまな手段を取りながら覇権を維持し拡大しようと争っている。

5月に行われた中米会談で、トランプはアメリカと中国を「G2」と呼び、あたかも世界を中国とアメリカで分割するような姿勢を示した。しかし、中国習近平は「トウキディデスの罠」に陥ることなく、中米間の平和的・安定的発展の道を選ぶべきだとくさびを打った。同時に台湾問題について、台湾独立に反対することをアメリカに強く要求した。そして、中国の提案した「建設的戦略的安定」を中米関係の基礎とすることを確認した。今回の中米会談は没落する帝国主義としてのアメリカと台頭する中国の力関係を見事なまでに映し出した。

一方、日本の高市政権は、今回のアメリカのベネズエラ侵略に対して、また、アメリカとイスラエルの行

ったイラン侵略に対して明確な批判をしていない。いや、できないと言うべきか。高市は年頭の所感で「自由で開かれた国際秩序は揺らぎ、覇権主義的な動きが強まっている」と指摘した。そして、「世界が直面する課題に向き合う」とした。ならば、なぜアメリカの覇権主義に対して、真っ向から批判ができないのか。武力で他国を侵略し、現状を変革することは許されざることではないのか。ここには高市の二枚舌、ご都合主義が見え隠れしている。中国に対しては、「武力で台湾解放に踏み切るなら日本は中国に対して戦争も辞さない」と言い放ちながら、アメリカが他国を侵略しても批判もしないのである。また、中米会談では日本の頭越しに何らかの取り決めが進まないように息を凝らして見つめることしかできなかった。このダブルスタンダードには、多くの良識ある労働者・市民が憤っている。

トランプの思いつきに見える行動の裏には、アメリカの国家安全保障戦略がある。アメリカ第一主義の下、力による平和を実現する。力とは軍事力と経済力を指している。その総合力でもって、まずは中国を西半球から排除することから始めると宣言し、その動機はトランプの意思の中にあるというわけである。アジアにおいては、中国に対する経済的・軍事的優位性を維持しつつ同盟国に肩代わりを要求し、アメリカの負担を減らそうと目論んでいる。日米韓軍事同盟の強化、クアッド(アメリカ、インド、オーストラリア、日本の4カ国)の軍事的・経済的同盟の強化などがそれである。日本や韓国に対しては軍事費の増大(GDP比3.5%以上)を要求している。

手数料過大引き上げ入管法改定案の可決成立を受けて

外国籍労働者の在留を著しく困難にする入管法改定案が成立した。それに対して移住連を中心とする諸団体が抗議声明を発した。ここにその全文を掲載する。われわれもまた、同じ気持ち、同じ抗議の意志を持っていることを表明する。

2026年5月29日、在留審査に係る手数料の大幅引き上げなどを盛り込んだ入管法改定案が国会で可決成立しました。これにより、在留申請の手数料の法律上の上限は、更新、変更については10倍、永住許可については30倍に引き上げられることとなります。

法案審議の開始前、私たちは生きていくために不可欠な在留資格を維持するための費用がこのように急激に引き上げられれば、当事者やその家族の生活に極めて深刻な影響を及ぼすことを指摘し、十分な必要性も相当性も認められない制度を対象となる外国籍者の意見聴取もせず突如導入しようとする本法案に強く反対し、十分な審議を求めました。また、すでに日本に居住する外国籍者を標的とする今回の乱暴な制度変更は、日本という国への信頼を損なうものでもあることを指摘しました。しかし、国会審議はこうした疑問や指摘に応えるものではなく、むしろ審議を通じて本法案にはこれほど大幅な負担増を正当化するだけの十分な必要性も相当性も認められないことが、より一層明らかになりました。

なぜ日本に長く居住し、日本人と同様に税金や公租公課も負担してきている外国籍者が、自身と直接関係のない施策の費用や、難民条約締結国の責務として日本が行う難民認定にかかる費用を、日本国籍がないと

いうだけの理由で「手数料」という名目でさらに負担しなければならないのか。本法案によって、これまで外国籍者が日本で築いてきた生活を奪ったり、家族の分離を招いたり、迫害のおそれのある国に帰ることを事実上強いることにならないのか。政府からは何ら説得的な説明はありませんでした。諸外国と比較したと言いながら、その比較は全く恣意的な、不正確なものであることも明らかになりました。

それにもかかわらず、本法案が可決成立したことに對し、私たちは強い憤りと反対を改めて表明します。

また、今後、具体的な金額や、経済的困難その他特別の理由により手数料を減額又は免除する対象が政令で定められるにあたっては、諸外国における同種の手数料の額を勘案するのはもちろんのこと、衆参の付帯決議で定められたとおり、十分に当事者や関係者の意見を聞き、適正な制度設計を行うよう、改めて強く求めます。

私たちはすでに著しい人口減少社会、移民社会の中に生きています。今必要なのは、排除や差別によって人々を分断する社会ではありません。国籍や民族にかかわらず、誰もが、社会の担い手として尊重され、安心して暮らすことのできる、公正で包摂的な社会です。

私たちは、外国籍者への負担と排除を強める法改定に抗議するとともに、日本社会を構成するすべての人々のために、すべての人の尊厳と権利が守られる社会の実現に向けてこれからも声を上げ続けます。

NPO法人 非正規労働相談センターひろしま 第11回総会報告

村中 信行



NPO 法人非正規労働相談センター広島は5月23日、西区民文化センターにて第11回総会を開催しました。当法人は2016年4月から活動を開始してまる10年が経過し、区切りの総会となりました。

司会の藤原幹事の開会宣告の後、土屋理事長のあいさつを受けました。

まず、労働相談は全国的に増えているにもかかわらず、各地のユニオンの中にはスタッフが足りないところもあり、労働者の置かれている環境が依然として厳しいという現状報告がありました。また、その背後にある国内・国際情勢として、昨年秋、高市政権が登場して2月に突然の総選挙を強行、その結果、衆議院では自民だけで3分の2を超える議席を獲得、維新を加えればさらに圧倒的な数字になり、まさに改憲の危機であること、一方、アメリカのトランプ政権はベネズエラを急襲し大統領を拉致、さらにイスラエルとともにイランを攻撃、反米政権を力で転覆しようとしており、これは世界史的な転換点であること、暴力による政権転覆、資源の略奪など、直接的な暴力を行使する政治へと変貌してしまったことへの大きな危惧が示されました。加えて、トランプ政権も高市政権も選挙によって登場したことにさらなる懸念を示されました。

労働者階級の相対的、絶対的貧困と資本家階級の莫大な富の蓄積が進む中、参政党などは帝国憲法の復活を主張、また核武装発言をする政治家も勢いを増しており、国旗損壊罪や、スパイ防止法などで思想統制をすすめ、まさに戦争をする国へと進もうとしていること、日本の産業界も低迷から没落の局面を迎え、軍需産業を発展させ、死の商人として生き残りを図ろうとしていること、高市は経済オンチであり、アベノミクスの二番煎じで日本経済が復活するはずもなく、ハイパーインフレの恐れさえある。庶民の生活はいっそう苦しくなることが容易に予想され、さらにその先の大増税等の人民収奪も考えられること、…いずれも極めて憂慮すべき現状であることが話されました。

こうした先行きの不透明さ、社会不安などが労働相談増加につながっている、労働者の悲痛な叫びに応えるためにもこの活動を続けていきたい、と決意表明がなされました。

その後、柳理事の資格審査報告を受け、議長に郵政ユニオンの岡崎さんを選出して議事審議に移りました。事業報告、決算報告、会計監査報告、事業計画、活動予算、新年度役員選出と進み、質疑応答に入りました。この中で外国人労働者支援に取り組む廿日市の栗林克行さんから支援協力の要請がありました。

栗林さんは、入管法の今般の改悪について強い懸念と怒りを示されました。在留外国人が資格を変更・更新する際に支払う手数料が、これまでは上限1万円だったところ、通常の在留資格で上限10万円、永住許可は30万円に引き上げられ、外国人経営者が事業を行なう場合の資本金の最低条件も500万円が3000万円に引き上げられました。これら国の出入国管理・外国人監理強化の方針はとんでもない暴挙であり、様々な外国人労働者がたちまち大困難に直面するとのこと、この状況を可視化して社会に訴えたい、という意見表明がありました。

それに対して土屋理事長から、高市政権の外国人政策には、あるべき移民政策というものがなく、長期的な展望が見えないこと、高市政権は「不法滞在ゼロ」のキャンペーンを行なっているが、「不法滞在」という言葉が不適切であり、「やむを得ず非正規滞在となってしまった」ケースがほとんどであること、政府の

考え方には人権意識がなく、「労働力はほしいが3年くらいで帰国してほしい」というような身勝手でご都合主義であること、とにかく日本人労働者、外国人労働者が連帯し、協力できるように取り組んでいきたい、と応じました。

質疑応答の後、議案は採決、可決され無事総会は終了しました。

闘 争 短 信

固定残業代制が成立しない職場での闘い 事例1

東広島市の運輸関係の会社に勤務するAさんは毎日長時間拘束の勤務が続き、月平均80時間も残業しているにもかかわらず、給料明細書には「残業時間ゼロ」と記載された月がたくさんあった。Aさんはスクラムに来所し、すぐに組合に加入した。

会社は、Aさんに「超過勤務手当」という名称で固定残業代として月に7万円程度(68,500円～74,000円)支給していたが、実際の労働時間をもとに残業代を計算すると月平均で16万円以上となり、支払われた「超過勤務手当」をはるかに超えることがわかった。固定残業代制度を採用する場合でも、実際に生じた時間外、休日、深夜労働の割増賃金額の総額と「超過勤務手当」で示された固定残業代との差額が生じた場合、差額分を支給しなければいけないが、会社は清算しておらず、その額は3年間で360万円にもなった。

そもそも「超過勤務手当」という名称で固定残業代を支給する場合には、就業規則(賃金規程)、労働契約書等に「何時間分の残業代としていくら支給する」と明確に記載することが必要である。しかし、Aさんはこうした雇用契約書はもらっていなかった。従って、組合は会社の主張する「超過勤務手当」は、「固定残業代」としての有効性を持ちえないので固定残業代制は成立しないと判断した。

固定残業代制が成立しない場合、基本給、毎月の手当に加え、「超過勤務手当」も通常の労働に対する賃金として賃金単価を計算しなおして、割増賃金を実労働時間に基づき再計算することになる。3年間の未払い割増賃金総額は7百万円を超えた。

組合は、5月21日に固定残業代制は成立しないという立場で未払い残業代の支払いを求めて団交を行った。団交の中で、労働時間が実際より少なくなっている原因は、Aさんが泊勤務などで会社の指揮命令下で待機しているときに、会社が勝手に適当な時間を休憩時間とみなして労働時間から除外しているからだということが分かり、その不当性を追及したところ、次回団交までに改めて勤務時間の算定についての会社の見解を示すことを確認した。

また、会社は、「2026年4月からは『超過勤務手当』の時間と金額(74,000円、40時間)を明記した雇用契約書が存在する」と主張し、組合に提示した。

次回団交では、まずAさんの労働時間を確定する必要がある。2026年4月に「超過勤務手当」の時間と金額を明記した雇用契約書が締結されていたとしても、そのことによってそれまでの期間は固定残業代制が成立していないことは確定される。いずれにしても組合は未払い賃金の支払いを求めて闘う。

固定残業代制が成立しない職場での闘い 事例2

次も固定残業代の相談だ。広島市内の同族経営の不動産会社に勤務するBさんは、2023年5月までは基本給31万円であった。ところが、2023年6月から基本給19万円、役職手当7.7万円、家族手当2万円、住宅手当2.3万円に一方的に変更された（総支給額31万円は変わらず）。その際、会社はBさんに対して給与体系を変更する理由を説明せず、書面での合意は一切なかった。

長時間労働が常態化しているのでBさんが残業代支払いを要求したところ、社長は「役職手当に含まれる」と回答した。闘争短信の事例1でふれたように、適法に固定残業代を導入するためには、就業規則(賃金規程)、雇用契約書において、「『役職手当』のなかに割増賃金が何時間分の残業代としていくら含まれている」旨を明確に定めてあることが必要である。しかし、会社は就業規則を長い間作成しておらず、2026年1月1日施行の就業規則には固定残業代に関する定めはない。会社は2025年5月作成の労働条件通知書兼雇用契約書ではじめて、「役職手当7.7万円（時間外労働60時間を含む）」と記載したが、役職手当部分と固定残業代分の明確な区別がない。従って「『役職手当』のなかに割増賃金が含まれている」という会社の主張は認められない。

さらに、会社は、Bさんに対して、2024年12月まで現実の時間外労働により発生する割増賃金が「役職手当」（2023年6月から7.7万円、2024年5月から9万円）を超えた場合にでも、役職手当しか支給せず、それを越えた差額賃金を清算していない。その総額は65万円を超えていた。

会社は「役職手当」導入時に就業規則に固定残業代を採用していることを明記していない。かつ、2025年5月に労働条件通知書に「『役職手当』のなかに60時間分の割増賃金が含まれる」と記載したが「『役職手当』のなかに割増賃金が何時間分の残業代としていくら含まれている」旨を明確に定めていなかったことから固定残業代制度そのものが無効となる。

上記の理由で固定残業代制度そのものが無効となるので、2023年4月から2026年4月に至るまでに支払われた「役職手当」は基本給の一部とみなされる。「基本給」に加え「役職手当」を通常の労働に対する賃金として賃金単価を見直し、割増賃金を計算すると、2023年4月から3年間の未払い割増賃金総額は470万円となる。

組合は、5月21日に固定残業代制は成立しないという立場で未払い残業代470万円の支払いを求めて団交を行った。社長は、固定残業代が成立しないという組合の主張に対して理論的に反論することなく、未払い割増賃金の支払いを正当な理由なく頑なに拒否し団交は紛糾した。組合はBさんの意向を踏まえ今後の対応を検討している。

第 25 回 スクラムユニオン・ひろしま定期大会

日時：7月11日（土）14時～

場所：西区民文化センター 大会議室
広島市西区横川新町6番1号

組合員の皆様のご参加をお待ちしています。
会場でお会いできるのを楽しみにしています。

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

5月の報告 (一部抜粋)	6月の予定 (一部抜粋)
1日 闘うヒロシマメーデー	3日 アバンセ団交、フジアルテ事務折衝
3日 憲法集会、NPO 理事会	7日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
5/6日 出雲労働相談	8日 江田島自動車学校団交、江田島分会
7日 広島陸送団交	11日 アスベストユニオン
10日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会	12日 中国帰国者の会役員会
11日 佐世保重工業団交	15日 西広島病院団交
16/17日 出雲労働相談、日総工産事務折衝	18日 県労協幹事会
21日 東広島交通団交	19日 東広島交通（株）団交
23日 NPO 定期総会	24日 ユニオンネット
26/27日 出雲労働相談	26/27日 患者と家族の会省庁交渉、総会
28日 フジアルテ団交	7月5日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
30日 GL 分会 (他)	7月11日 スクラムユニオン・ひろしま第25回定期大会 (他)